細川頼之と覚王院宋縁

はじめに

ど多大な役割を果たしたことから着目されたのであった。 が達の中でも目立った足跡を残したのは、三宝院満済に代表される 物達の中でも目立った足跡を残したのは、三宝院満済に代表される なうな僧侶・山伏等の宗教者であった。彼らのような存在が、複雑 ような僧侶・山伏等の宗教者であった。彼らのような存在が、複雑 なうな僧侶・山伏等の宗教者であった。彼らのような存在が、複雑 なうな僧侶・山伏等の宗教者であった。彼らのような存在が、複雑 なうな僧侶・山伏等の宗教者であった。

るなど、多方面に活躍していた。その宋縁は関係する史料の中で(3) 知音」として幅広く活動した人物に、覚王院宋縁が存在する。宋縁知音」として幅広く活動した人物に、覚王院宋縁が存在する。宋縁知音」として幅広く活動した人物に、覚王院宋縁が存在する。宋縁知音」として幅広く活動した人物に、覚王院宋縁が存在する。宋縁知音」として幅広く活動した人物に、覚王院宋縁が存在する。宋縁知音」として幅広く活動した人物に、覚王院宋縁が存在する。宋縁知音」といるなど、多方面に活躍していた。その宋縁は関係する史料の中でるなど、多方面に活躍していた。その宋縁は関係する史料の中でるなど、多方面に活躍していた。その宋縁は関係する史料の中では強いては頼之のでは頼之のでは頼之のである史料の中では東京の保護を表していた。

水野 圭 士

把握するためにも必要なことである。「無雙之知音」宋縁について考究することは、頼之政権の全体像をれてこなかった部分が存在する。公武・寺社との関係で活躍した「鳩嶺雑事記」等山伏であると記すものがあり、従来検討が深めら

れてきた。井上宗雄氏は、足利義満側近の公家歌人飛鳥井雅縁が朱れてきた。井上宗雄氏は、足利義満側近の公家歌人飛鳥井雅縁が朱れてきた。井上宗雄氏は、足利義満側近の公家歌人飛鳥井雅縁が朱れてきた。井上宗雄氏は、足利義満側近の公家歌人飛鳥井雅縁が朱れてきた。井上宗雄氏は、足利義満側近の公家歌人飛鳥井雅縁が朱れてきた。井上宗雄氏は、足利義満側近の公家歌人飛鳥井雅縁が朱れてきた。井上宗雄氏は、足利義満側近の公家歌人飛鳥井雅縁が朱れてきた。井上宗雄氏は、足利義満側近の公家歌人飛鳥井雅縁が朱れてきた。井上宗雄氏は、足利義満側近の公家歌人飛鳥井雅縁が朱れてきた。井上宗雄氏は、足利義満側近の公家歌人飛鳥井雅縁が朱れてきた。井上宗雄氏は、足利義満側近の公家歌人飛鳥井雅縁が朱れてきた。井上宗雄氏は、足利義満側近の公家歌人飛鳥井雅縁が朱れてきた。井上宗雄氏は、足利義満側近の公家歌人飛鳥井雅縁が朱れてきた。井上宗雄氏は、足利義満側近の公家歌人飛鳥井雅縁が朱れてきた。井上宗雄氏は、足利義満側近の公家歌人飛鳥井雅縁が朱れてきた。井上宗雄氏は、足利義満側近の公家歌人飛鳥井雅縁が朱れてきた。井上宗雄氏は、足利義満側近の公家歌人飛鳥井雅縁が朱れてきた。井上宗雄氏は、足りないといっている。

本論では、まず、東寺僧とされる宋縁が山伏であった点や、

いる。宋縁が細川頼之等の武家と知音であっただけでなく、二条良(印)、一条良本や足利義満研究の中で宋縁について触れて小川剛生氏は、二条良基や足利義満研究の中で宋縁について触れて といった武家歌人の歌集に登場することに触れるなど事績を紹介し して重要な人物であるともされた。国文学では、宋縁の文化的な事 等の催される場所として注目でき、宋縁が「文化的なパトロン」と たことを明らかにされた。宋縁の坊舎の存在した新熊野社が、 を詠んだ記事があることを指摘され、二条良基とも親交を深めてい 基の連歌理論書『九州問答』の中で、新熊野の宋縁坊舎において句 実力者であり、 宋縁が介在した可能性を指摘された。天野氏は、宋縁が新熊野社の 野猿楽について考察される中で宋縁の存在に注目し、この出来事に ている。天野文雄氏は、義満と世阿弥の出会いとして知られる今熊 跡と人脈が注目され、その事績についての解明が進められたので 当時の芸能の世界に通じた人物であったとしている。 田楽

割を果たしたのかといった点などである。 かという点や、「無雙之知音」とされる頼之の政権でどのような役 のことを山伏と記した史料が存在しており、それは何を意味するの てきた。だが、 宋縁研究、 特に事績解明は歴史学よりも国文学において進められ 深められていない部分もある。前記したように宋縁

た14

一方で、制度に拠らない人脈的・属人的な面についての考究は

室町幕府の制度的確立との関係で研究されてき

いても考えたい

頼之政権研究は、

応安元年にすでに「無雙之 応安 之政権の実態や内部を考察する上で恰好のものであり考察する。 十全に行われていない。 幕府の関係する多くの場面に登場していた。そのことから、 宋縁は頼之の「無雙之知音」であったため

どから、宋縁が号した覚王院が東寺ではなく備前国児島の覚王院 のではないかということを論じる。 て、東寺子院のそれと理解されてきた。しかし、称し始める時期な 先行研究で宋縁について触れる際、その号する「覚王院」につい 縁の推挙で義満に仕えるようになったとし、

薬師寺公義・松田貞秀

点をみる

ように、 頼之政権下、宋縁は頼之の使者となることや、幕府訴訟に関与す 政治面での活動を考察する。 文化面だけでなく、

宋縁は頼之との関係が注目されるが、二条良基とも密接であった。

所領の付与や北朝の皇統問題への関与といった

そのことから、 どの軋轢に苦心したとされる頼之政権で、どのような意味を持った (3) 皇統問題や大名間の対立な や新熊野別当を失うなど、政変の影響を受けたものと考えられる。 の政変後、宋縁も活動が見られなくなる。保持していた東寺教令院 わったことの意味について再考察を行う。細川頼之が失脚した康暦 のかについて見る。この観点から、応安強訴に際して、 武家の政変に宗教者も巻き込まれるということにつ 宋縁が関

19

遡るものと考えられる。宋縁が山伏であった点を論じ、

知音」と称されていることから、 以前の細川頼之との関係についてみる。

両者の関係は頼之管領就任以前に

頼之との接

節

宋縁と頼之の接点

第一章 覚王院宋縁

頼之はどのようにして接触を持ち、知音となったのであろうか。覚王院宋縁は細川頼之との関係で触れられてきた。では、宋縁と

听冷召引也、晴、宋縁僧正來、武蔵守頼之無雙之知音也、依有可相談之旨、情、宋縁僧正來、武蔵守頼之無雙之知音也、依有可相談之旨、【史料一】『後深心院関白記』応安元年七月二日条

だけでなく、その師良宋も『風雅和歌集』等の勅撰和歌集に入首し 撰集に入首していたことが知られる。宋縁も勅撰和歌集に入首する(培) 頼之の関係は、管領就任以前に地方で始まったと思われる。 主要な活動地域は中国・四国地方であった。そのことから、宋縁と 係が管領就任以前に遡ることを示唆している。細川頼之は、 に、傍線部にあるとおり宋縁が「無雙」と称されたことは、 いた際の記事である。 たように、 (一三六七) 年一一月二五日の管領就任まで在国活動を専らとし、 (一三五二) 年、父頼春討死により阿波守護を継承した後、 そのことを窺わせる宋縁と頼之の接点として、歌壇との関係があ 史料一は、 細川氏は一族あげて和歌を愛好しており、頼之も詩歌を嗜み勅 和歌の世界で活躍した人物であった。『新続古今和歌集 応安元(一三六八)年七月二日、近衛道嗣が宋縁を招 頼之が幕府管領に就任してまもない応安元年 観応三 その関 貞治六

(永享一一 (一四三九) 年成立) には、宋縁が頼之の分国讃岐の善

者の親交が始まった時期を探ることの出来る材料は少ない。歌を通じて関係を持ったことが考えられる。ただ、その一方で、両通寺で詠んだ和歌が入首している。そのことから、宋縁と頼之が和

宋縁の名は、『山伏帳』の中で、「已前途極官」や「衆使」などの 東国にみられる。それらの中でも「衆使」は諸国散在の山伏、熊野 本宮長床衆の役職を示すとされ、その代表者的な立場であった可能 性を指摘されている。次節で検討するが、宋縁は熊野長床衆の中で も備前国児島を拠点とした児島山伏と考えられ、岡野浩二氏は、児 島山伏の中でも僧正となったのは、京・熊野・児島を往来した者に 島山代の中でも僧正となったのは、京・熊野・児島を往来した者に あられることであるとされている。宋縁の関連史料は在京中のもの が多数であるが、実際は地方でも活動していたと考えられるのであ る。 とである。

第二節 二つの覚王院

前節では、覚王院朱縁の細川頼之の幕府管領就任以前の活動に触れ、朱縁と頼之の接点についてみた。朱縁が熊野長床衆であり、更に児島山伏である可能性に触れた。備前国児島は、少なくとも応永年間には細川氏が分郡知行していた。細川氏の所領集積は分国形成年間には細川氏が分郡知行していた。端前国児島は、少なくとも応永年間之の中国管領在任期まで遡る可能性がある。宋縁が児島山伏であるとすれば、頼之との関係について分国活動を含んで見通せるようるとすれば、頼之との関係について分国活動を含んで見通せるようなる。それ故、考察を行いたい。

であると考えられてきた。 (3) であると考えられてきた。 であると考えられてきた。 (3) であると考えられてきた。 (3) であると考えられてきた。 (3) であると考えられてきた。 (3) であると考えられてきた。

える上で参考となるのが、備前国児島にも覚王院が存在していたことでよる上で参考となるのが、備前国児島にも覚王院が存在していたと考えられたのは一様には、あた。宋縁が「覚王院」と称したことの初見である心安元年には、あた。未縁が「覚王院」と称したことの初見である心安元年には、あとでみるように東寺の真強が東寺覚王院を奉行していたと考えられる。そのため、宋縁が応安元年に「覚王院」と称されたとき、それる。そのため、宋縁が応安元年に「覚王院」と称されたとき、それる。そのため、宋縁が応安元年に「覚王院」と称されたとき、それる。そのため、宋縁が応安元年に「覚王院が存在していたことでみる上で参考となるのが、備前国児島にも覚王院が存在していたことでみる。

【史料二】「東寺私用集」

依巡役闕怠、被放大師門徒例事

(中略)

l i

一宋弁僧正 貞治二年二月、被放門小島山臥覚王院

同三年御免有綸旨之、仍執事頭勤之、『世舟、以下問』 貞治二年二月、被放門徒、

有

勅宣之、

宝蔵納之、

寺務、光済僧正三宝院 東宝已後(36)

党 王 院」 知連光院」というように覚王院が存在しており、 備前国両院 集」からのものである。 宋弁と宋縁の関係について、参考となるのが次の史料である。 社を拠点とし、 の点について、 勤之」むとあるように、 臥覚王院」と傍書されている。児島山伏の院家の一つには、「小島 史料二は、 室町時代の東寺執行栄増が編纂した記録 東寺とも関係を持ったことが指摘されている。 備前国児島を拠点とする児島山伏は、 東寺灌頂院御影供執事役を勤めていた。こ 傍線を付した「宋弁僧正」には、「小島· 史料二に「執事 京都の新熊 「東寺私用 頭

年良宋僧正勤仕此役之間、且任此例所遣差文也、加之二二二大	勿論──臥爲本如形兼眞言歟、三寶院流也、凡為彼門流者、□	廿三日、天晴、付遣新熊野坊了、抑此僧正事、爲自門法師之條、	【史料三】「東寺執行日記」貞治三年正月二三日条
------------------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------

爲三寶流之由打之了、

旁非可遁歟、

但

寺家使節返答、 許也、爰良宋付屬之人ハ、 宗助僧正不勤此役、 未及傳法、 且門主常住院殿也、 非一流相承、 不及取入差文、仍使者歸了、其後連々雖遣人、 建武元年良宋勤仕、 宋縁法印也、 尋申入子細、 一向山臥也、 入壇灌頂弟子也 追可申御返事之由、 □(非)先師 如此重事勤仕、 爲 流寄 如予 對

【史料四】「東寺執行日記」貞治三年二月五日条(40)

(前略

當年東寺御影供執事二、

以御差文相觸

知也、 之處、 無故令故障畢、 所見及也、 仍大峯并宿々札、 (後略 凡爲東寺門徒之條、 受三 宋辨僧正相當巡臈之□、 一寶院流之由載之歟、 更無其隱、 自門之輩入峯 諸人之所

【史料五】性禅書状

(候其故)

(為

然者眼前令相続彼師跡、 非自門之由、今更掠申虚言候上者、 更以非所當罪科候、 背尺門法候欤、 所詮 乍居住。 三井門人之由、 良宋僧正此役勤仕之条、 被放門徒之由、 令申候条、 被成申綸旨 無異論候欤、 造

の帰属を探るものとしても注目されているものである。(空) 供執事役に関する記述の一部であり、 史料三・四は、「東寺執行日記」中の貞治三年の東寺灌頂院御影 三宅克広氏等により中世山伏

> 伏であるため、執事役勤仕は憚りがあると答えている。 屬之人」は宋縁であること、自分は伝法も授かっていない全くの山 先師ということではなく一流として執事役を行ったこと、「良宋付 ②で宋弁は、自分の師宗助はこの役を勤仕していないこと、良宋は 宋が過去にこの役を勤めたためともしている。これに対して傍線部 流」であるとし、宋弁が執事役を勤仕しなければならないのは、良 傍線部①で東寺側は、宋弁は「自門法師」で真言を兼ねた「三寶院 した「御差文」を伝達されている「宋辨僧正」である)、史料三の 坊」に遣わされた「此僧正」は、史料四で執事役に当たることを記 史料三・四の内容を確認すると(史料三で「差文」を「新熊野

ように、宋弁は執事役を勤めることとなっている。 から否定されてしまっている。その後、前に掲げた史料二にもある 院流であることも大峯にある札によって確認されていると、東寺側 う主張について、宋弁が東寺門徒であることは知られており、三宝 史料三に続く史料四の傍線部では、宋弁の三宝院流ではないとい

る。宋弁が東寺灌頂院御影供執事役の勤仕者として、宋縁の名を挙新熊野社に坊舎を持ち、その別当となったという共通点を持ってい こととなる。宋弁と宋縁は、史料三や後掲の史料一二にあるように も山伏であった。それらのことからすると、宋弁と宋縁は、 あるというだけでなく、同じ良宋の跡を継いだ間柄であったという あったことが分かる。「東寺長者補任」や『山伏帳』によれば良宋 たと思われる。そのことから「良宋付屬之人」宋縁と近しい関係でのと指摘されており、少なくとも所領の面では良宋の継承者であっ 史料五の傍線部によれば、宋弁は良宋の「令相続師跡」しめたも 宋弁が東寺灌頂院御影供執事役の勤仕者として、宋縁の名を挙 山伏で

瑜からの東寺「覚王院」のいずれなのかという問題が生じる。

げたのも両者の近さの表れだといえる。宋縁の号する「覚王院」と は宋弁のものを相承したと考えられるのではないだろうか。

ものであった。二条良基は宋縁と親交があった人物であり、その関なった二つの覚王院の内、東寺の覚王院は五摂家のひとつ二条家の

も覚王院と記される子院が存在していた。 備前国児島の覚王院について言及したが、 一方で同時期に東寺に

要である。

係を探ることは、

覚王院の問題や宋縁の位置付けを考えるうえで重

四月四日、 【史料六】「東寺執行日記」貞治三年四月四日条(47) 天晴、 愛憧丸出家、 號民部卿忠伊生十、 戒師眞瑜、

號

譲っているが、東寺供僧から退いたことが確認できるのは、 宋縁の「覚王院」は、宋弁から継承した備前児島「覚王院」と、 前記してきたように応安元年が初見である。このように考えると、 管領していたとみられる余地がある。宋縁が覚王院と称されるのは、 (一三六九) 年九月であった。真瑜は応安二年頃まで「覚王院 (50) 書や仏具といった所伝分を全て後掲の史料八に名のみえる義宝に いたことが記されている。貞治三年には、真瑜の東寺覚王院と宋弁 王院を奉行していたとされる真瑜が貞治三年に「覺王院」と号して(低) の小島覚王院が並在していたこととなる。真瑜は応安元年七月に重 史料六の傍線部によれば、 後掲の史料七で宋縁の前に教令院・覚 応安二 を

> という状態になっていた。 長厳の坊舎から発展したものとされる。二条師忠の子忠瑜に相承さ えるのは、二条家家門の管領する東寺子院教令院の存在である。こ から安定的な伝来とはいかず、二条家当主の決めた人物が知行する た。本来は二条家の子弟が入室するはずであるが、戦乱の影響など れた際、二条家の管領する門跡として定められ伝来したものであっ の教令院は、元来二条家のものではなく、七条院の護持僧であった 宋縁と二条良基の所領による関係を考察していく際、重要点とい

【史料七】光厳上皇院宣案

量之仁被入室、 教令院幷覺王院門跡、 可被全管領之由、 并所領等事、任忠瑜僧正定置之旨、 院御氣色所候也、 以此旨可令

洩申二條大納言殿給、仍執達如件

前大膳權大夫殿

建武三年十二月廿五日

参議資明

【史料八】教令院門跡相承次第(34)

教令院門跡相続事

島と東寺に同名の院家が並存していたことに触れた。ここで問題と 前節では、 宋縁が号していた「覚王院」 について論じ、 備前国児

23

二条良基と宋縁

右院家者、 道朝 信朝僧正院務代、 忠瑜 信朝 建武三年騒乱刻、

院家滅亡、

門跡

中仁、宋縁僧正兩院共知行、又明德已後、教令院者、宗助僧正両院奉行事、眞瑜法印仁二條殿ヨリ被仰付憑於問、訖、爰貞治年无主、其後離監鬥主器用事、二條殿御安堵、依無門主御座、

法流并院家相續等事、以義寶法印自筆記、拾要注之了、知行、覺王院ハ往心院管領云々、

裏

助僧正と、自二條殿拜領之、仍枯水庵敷地、自理性院宗助、義敎令院執務職、宋縁僧正自二條殿良基公拜領之、宋縁跡、又宗

義寶法印自筆記、他本、奥朱ニテ如此被注之、爲才學寫之、

宗承

寶申預了、

ることになったこと、「宋縁僧正自二條殿煌寿預之」すとして、そ仁、宋縁僧正兩院共知行」すと、宋縁が貞治年間に覚王院を知行すこの史料で本論と特に関係するのは傍線部である。「爰貞治年中

呼ばれた覚王院は東寺覚王院ではなく、宋弁から継承した備前児島きは史料九の応安三年に始まったと考えられる。宋縁が応安元年に

のものと考えるのが妥当である。宋縁を「覺王院山臥」と記すのは(sī)

伝領されていたことを示している。

ただし、その記述には次の史料によって疑問点が出てくる。れが二条良基によって与えられたものであったことを記している。

応安三年四月廿三日 少納言判殊可被興行沙汰由、大殿御消息所候也、仍執達如件、《東坊城旁長》(三条真基) (東坊城旁長)

謹上 覺王院僧正御房

【史料一〇】後光厳天皇綸旨案

教令院并坊領管領不可相違由、天氣如此、仍上啓如件:《清藏》:

謹上 覺王院僧正御房 応安三年十二月十九日

と覚王院の一体性と合わせて考えれば、宋縁と東寺覚王院の結びつであり、史料一○は後光厳天皇綸旨でそれが安堵されたものである。であり、史料一○は後光厳天皇綸旨でそれが安堵されたものである。であり、史料一○は後光厳天皇綸旨でそれが安堵されたものである。中料九の年次の記載には不確かな点がある。史料七にみられる教令院性院宗助が知行者となったのは康暦元(一三七九)年であった。史料八の年次の記載には不確かな点がある。史料七にみられる教令院・同領が与えられた際のもの史料九は宋縁に二条良基から教令院・同領が与えられた際のもの史料九は宋縁に二条良基から教令院・同領が与えられた際のもの

していたことが挙げられている。寺門に属する児島山伏の宋縁が、(8) 東寺の子院を知行したことも、 山伏に関する研究成果として、中世、児島山伏が寺門・真言に両属 印」と記されていることからみて覚王院宋縁と考えられる。 記されたことや、 児島の院家の覚王院を拠点とする山伏であったためということにな 宋円」がいる。この人物は、 前国児島にあった大覚寺領通生新荘の代官となっていた人物に 宋縁の在地での活動徴証は乏しいが、文和から貞治にかけて、 史料上で『山伏帳』にみえる宋縁の通称「大輔法 その表れと評価できるだろう。 前述したように宋縁が「宋円」とも 近年の

決意し細川頼之に働きかけた年であった。正平一統とその破談に 目すべき点がある。すなわち、 抱え込むこととなった。天皇は上皇と皇位継承を巡り緊張状態にあ 極の可能性がなかった後光厳帝践祚という異常事態が発生した。以 この二つの史料は子院の伝領問題以外にも、 北朝は、 北朝の三上皇・皇太子が南朝に連れ去られた結果、 後光厳天皇と還京した兄崇光上皇との間で内部対立を 応安三年とは、後光厳天皇が譲位を その発給年月日に注 本来登

基は細川 係人物の結びつきや時期からみて無関係のものとは考えられず、 れたのは、史料九と一〇の間、 て意見具申するなど、 宋縁の新熊野坊舎で皇統問題についての大名会議が開催さ 頼之の 「無雙之知音」宋縁の皇統問題での働きを期待し、 天皇側に立った行動を取っていた。後でみる 同年一〇月五日のことであった。 良 関

> れている。その良基からすれば、幕府の実権者頼之の知音である宋二条良基は、足利将軍を朝廷に取り込むことを企図していたとさ 関係を持つための媒介者の役割を期待されていたのであった。 は、 めようとしたと考えられる。二条良基が、教令院を宋縁に与えたの 縁とより強い関係を取り結んでおくことで、頼之との結びつきを強 頼之対策の面が存在した。宋縁の果たした役割として、頼之と

宋縁と頼之政権

第一節 頼之政権と宋縁

宋縁が重用される意味を考察したい。 わり合いを持った。その関わり合いは、どのようなものであったか 宋縁は、 頼之政権の時代、応安から康暦、 覚王院宋縁の事跡を史料上で頻繁に確認できるようになるのは、 興福寺の強訴だけでなく、多くの場面で登場し、幕府と関 特に応安年間である。

【史料一一】 『祇園執行日記』 応安五年一二月一六日条

十六日

二条良基は後光厳天皇と皇統問題について語り合い、譲位等につい る中、応安三年八月譲位を発意し、一○月にほぼ確定した。その際

據之由申之、 進房返答之、宮内卿僧都詮縁對面、 宛所御師家事、 行覺王院僧正宗辭六、 治田對面時可申云々、 御師御文事、 将軍御判御教書案二通令見處 脚氣風氣間、 又造營申状与奪事、 可申治田 管領卷數返事不被出事申之 不及對面之由 管領返事不足准 同可申治田 以同宿 云々、

史料一一は、 祇園執行顕詮が、 宋縁の下を訪れた際の記述である

史料八を発給したと考えられるのである。

に対し、それらの問題は「可申治田」しと返答している。 (祇園社の)造営申状の担当奉行交代を欲すること、祇園社御師職 (祇園社の)造営申状の担当奉行交代を欲すること、祇園社御師職 (永縁本人とは対面できず、やり取りは宋縁の弟子詮縁が行った)。

示すものといえるだろう。頼之との知音関係が、 府に推挙することを行ったとされることも、 の関わりでいえば、足利義満側近の公家歌人となる飛鳥井雅縁を幕 関しての助言を行うなどの活動をしていたのであった。室町幕府と 的に頼之と親しいというだけでなく、それを元にして、幕府裁判に 頼之政権に食い込んでいたかの表れといえるだろう。宋縁は、 る人間にして始めて可能なことである。史料一一は、宋縁がいかに 良いと助言したが、このようなことは、 極めて重要な問題であった。宋縁は顕詮に対して、治田にいうのが に提訴するかということは、 で訴状の検討をしたとされている。その点を踏まえると、どの当番 て訴訟を受理することが行われるようになり、その奏者達は当番制 弾正蔵人のことである。頼之政権の時代には、管領被官を奏者とし 史料一一で出てくる「治田」とは、 自らの主張を果たしたい訴人にとって、 細川頼之の奏者であった治田 頼之周辺の人脈に深く通じ 幕府に対する影響力を 宋縁の存在を大き 個人

応安四(一三七一)年一〇月二三日、宋縁は、当時頼之の命で石清のは、頼之の使者となったことである。「参議行忠卿記」によれば、いるのはどのような場合であったのだろうか。まず取り上げられる、宋縁から幕府に関わった例を見たが、逆に頼之の側から宋縁を用

あった。

なものにしていたのであった。

とは珍しいことではないが、宋縁はより深く幕政に関与していた。書と共に伝えている。中世、大名の使者を昵懇の宗教者が務めることを、「武州使」として訪れ、頼之が相模守に転任したことを御教水八幡宮造営のために棟木銘を執筆していた能書家世尊寺行忠のも水八幡宮造営のために棟木銘を執筆していた能書家世尊寺行忠のも

朝臣、條々申閑談旨等、(後略) 五日、入夜光濟參、今日於新熊野、離僧正宋韓訪云々、諸方名會對面超五日、入夜光濟參、今日於新熊野、離僧正宋韓訪云々、諸方名會對面超五日、八夜光厳天皇御記」応安三年一○月五日条

治問題に際して、幕府実力者の会議の場所として機能していたので とにみられるように、対立関係にあるものが平和的に接触できると とにみられるように、対立関係にあるものが平和的に接触できると とにみられるように、対立関係にあるものが平和的に接触できると とにみられるように、対立関係にあるものが平和的に接触できると とにみられるように、対立関係にあるものが平和的に接触できると とにみられるように、対立関係にあるものが平和的に接触できると とにみられるように、史料一二の割 が、こ

衆徒之衰微」と断じ、 門主側は対立を翻して結束、

北朝・幕府に申状を捧げた。これに対

衆徒に対抗した。

両門跡と対立 応安四

して、

27

年十二月二日、

神木入洛は実行され、ここから三年に渡って神木が

春日神木入洛を決意。

した衆徒側は北朝に事態収拾を求め、

等の芸能に通じ、 光支持派や反細川派を抑え幕府内の抗争を防ぐためにも、大名会議(窓)(窓) 音の中で政権を運営していかなければならない頼之にとって、 を人・場の両面で果たすことができる人物であり、 招集の同意をとれる地があることは重要なことであったろう。 な存在なのであった。 広い人脈を持っていた宋縁は、(29) 頼之のための周旋 諸大名の不協和 和歌 貴重

応安強訴と宋縁

意味が何であったのかについて考え、宋縁の位置をみたい この強訴で、 の強訴に際して、衆徒側から執拗に配流を要求されたことである。 宋縁が研究史上で注目されるのは、 宋縁が何故糾弾されなければならなかったのか、 応安四年に起きた興福寺衆徒 その

いた。これに対して興福寺学侶・六方衆は、「両門主之不和、佛法之(&) 巡って新旧門主が争う中、 延文二(一三五七)年、配下を率いて南都に乱入し、焼討を行うと 安の強訴で、 立・抗争を繰り広げ、武士の台頭を招くことになったとされる。 いった乱行に及んでいた。そのような中、 南都興福寺は、 追放を主張されることとなった一乗院実玄に至っては、 観応以来、 実玄が加担し、 門跡間の確執や院家の支配を巡り、 応安初年、大乗院門跡を 騒乱が発生しようとして 応 対

在洛することとなったのであった。(85)

を決定し、幕府に伝えた。しかし、衆徒側は、北朝側が即位礼挙行を強く望んだ。そのため、神木入洛の三日後には実玄等の門跡停廃 して、宋縁・光済の流罪を要求するまでとなった。(88)側の動きは、公卿の放氏に留まらず、一五日には、 として、実務に当たっていた柳原忠光・広橋仲光を放氏した。衆徒 に動いたことに反発、一二月一一日、神木在洛中の大礼挙行を不当 の子、新帝後円融天皇の即位礼を控えていたため、強訴の早期終結 これに対して北朝は当時、 前述した皇統問題を抱え、 門主に与したと 後光厳天皇

七日神木は帰座し、 至って、同年一一月、宋縁等の流罪が宣下され、その結果一二月一 年一二月と応安六年七月に僧綱を呼び寄せ交渉するも解決せず、(※) 興福寺僧綱等と神木帰座の交渉を行った。良基は、衆徒側の要求. 問題となってしまったのであった。 焦るものの、 新帝の即位礼を人質とされる形となったため、上皇・良基は収拾 位礼を見ぬまま応安七(一三七四)年正月崩じてしまった。ここに の深刻化から、後光厳上皇も、摂関家だけに任せておけず、 まもなく放氏され、事態をさらに長期化させる始末であった。(タロ) 呑み宋縁達の諸職改替の実現を行うなど斡旋に動くが不調に終わり、 ることとなった。応安五年一二月、即位礼の実施のため二条良基は 幕府は昵懇の宋縁・光済配流に簡単に同意せず、 衆徒側の要求貫徹の主張に抗えず事態は混迷、 強訴の終結後、後円融天皇即位の礼が行われた。 強訴は長期

行われた配流は、 この事件では宋縁の配流が大きな争点となった。 配所到着まえに帰京するなど、形ばかりのもので しかし、 実際に

いる。衆徒側はこの強訴で何を意図していたのであろうか。(86) あり、宋縁達は、神木帰座・即位礼挙行後すぐに帰京を宣下されて

神訴條々、 趣可被達公方候 歸座以前大禮被經御沙汰者、 旬可被黙下歸座吉日、 篇々神襟雖難測、 等當參之上者、 守護地頭濫妨事、 以難休、 興福寺學衆徒申條+八 [侶脱ヵ] 并無南都許可者不可有御免之由、 未及御沙汰、次兩僧正、任先進目録之旨、被停止京中則清水寺敷地幷赤松肥前入道神人刃傷、兵庫助刃傷殺 粗雖仰聖斷、 真實被下嚴命者、 先奉恐勅命、 適雖被成御教書、 若一而有相残分者、 武家施行 固可奉抑留當家御供奉者也、 今月中悉有御遵行實者、 爭可奉聊爾御下知乎、 更無叙用、今既諸國守護人 向不事行之間、 可被下院宣、 更不可及其沙汰、 衆徒愁鬱更 次寺社領 來月中 所詮 以此 若

にせよ。衆徒の要求が今月中に全て実行されたならば来月中旬にはれた二条良基と衆徒達の交渉の際、衆徒側から北朝に出された申状いという院宣を出すべきこと。寺社領について濫妨停止の御教書がいという院宣を出すべきこと。寺社領について濫妨停止の御教書がいという院宣を出すべきこと。寺社領について濫妨停止の御教書がいという院宣を出すべきこと。寺社領について濫妨停止の御教書がいという院宣を出すべきこと。寺社領について濫妨停止の御教書がいという院宣を出すべきこと。寺社領から北朝に出された申状れた二条良基と衆徒達の交渉の際、衆徒側から北朝に出されても幕府の上では、前述した応安五年一二月から翌年正月にかけて行われたことでは、前述した応安五年一二月から翌年正月にかけて行われたことでは、東洋の大学の際、衆徒側から北朝に出されたならば来月中旬には、大学の大学のでは、東京には、大学の大学のでは、東京の際、衆徒側から、大学の大学の大学の大学のでは、大学の大学の大学のでは、大学の際、衆徒側から、東京には、大学の大学のでは、大学の大学の大学のでは、大学の大学の大学の表情があります。

なく、 かすことを企図したことがあるといえるだろう。 が光済・宋縁に注目した背景として、氏長者・朝廷を通じ幕府を動 の間に介在し、実質的な氏長者二条良基とも親近であった。衆徒側 いたという側面を指摘できるのである。光済と宋縁は、朝廷と幕府 つまり、衆徒側は、幕府がこの問題に強力に関与することを求めて しとし、衾宣旨を出し、実玄追捕に幕府を動員することを要求した。 に許諾したことは前記した。しかし、衆徒側は、「無配國下向實」 いる。強訴の発端となった実玄達の追放について、朝廷でも速やか(タf) 実施を問題にしていることである。応安強訴では史料一三に限らず、 徒愁鬱更以難休」とあるように、衆徒側の要求について幕府による 本論で注目したいのは、傍線部①に「武家施行一向不事行之間 神木を帰座するという要求を出し、要求が満たされなければ帰座は 「御遵行實」といったような、要求の完全な履行がよく主張されて この交渉では問題は解決せず、強訴はさらに長引くのであるが、 帰座以前の即位大礼挙行は認めないという方針を取っていた。

宋縁配流の要求の目的は、宋縁等を流罪にすることそれ自体ではなった時点で、「南都六方衆徒訴訟(中略)即可被仰武家哉」と、幕府に問題解決を命じるかが問題となっていた。この問題は始めから、幕府の関与が争点であったともいえるのである。 と、幕府に問題解決を命じるかが問題となっていた。この問題は始めから、幕府の関与が争点であったともいえるのである。 中本帰座後ほどなく帰京し、翌年正式に赦免されている。衆徒側も、 本婦座後ほどなく帰京し、翌年正式に赦免されている。衆徒側も、 本婦座後ほどなく帰京し、翌年正式に赦免されている。 本婦座後ほどなく帰京し、一般によるのである。

かったのではなかろうか。宋縁と光済は、興福寺衆徒から「光済

る効果を持つことを期待していたと考えられるのである。(回) 認識されており、 宋縁が「公家・武家」を「奉掠」ることができるほどの人物として 宋縁両僧正耽一乗院之賄賂、 賄賂を受け取り、 宋縁に圧力をかけることが幕府を自己に引き寄せ 実玄に与したとされる。 奉掠公家・武家」ったと糾弾されたよ 衆徒達からみれば、

ことができる。 最末期に で果たされたことが指摘されている。一方で、 儀なくされた。これこそが、衆徒達の狙いだったといえるのである。 派遣し直接の交渉を持つようになる康暦二年以前にも、 門主達の争い等で疲弊した興福寺の復興は、 応安の強訴は、 幕府も直接の当事者として、 「依南都訴訟」り幕府軍が南都へ発向するということが 宋縁という幕府の実権者細川頼之の知音を攻撃する 幕府が南都に直接的に介入する端緒とみる この問題に関与することを余 幕府が南都に使節を その後足利将軍の 頼之政権の 力

此

康暦の政変と宋縁

係についてまとめておきたい。 様々な影響を与えた。 友である宋縁も、 川頼之が失脚することとなった康暦の政変であるが、 細川一 門が四国で逼塞することになるなど、 康暦以後、その活動がほとんど検出できなくなる。 この政変の宋縁への影響を考え、 室町幕府に 頼之との関 頼之の盟

四】二条良基書状

(此間、 宋緑僧 正知行分、 悉可有御管領、 可 被止方々違

乱候也

他妨候、 教令院門跡者代□□家管領□□□(示及) 一申付宋縁僧正候、 且祈祷事、 而遠行 元 来憑存候間、 之上 者、]異儀候、定御存知候欤、 □ 卯 可 此 □ 』此相計□□ □□管領候也、 更不 此間

日

理性院僧正御 後卯月廿二

あったことが史料一四から分かる。 の教令院の知行を「明徳已後」とするが、 て管領させるとした二条良基書状案である。 この史料で特に注目したいのは、傍線部と日付である。 史料一 四は、 理性院宗助に、 自家の家門教令院を、祈祷料所とし 実際には康暦元年以後で 前掲史料八では、

三八九)年に新熊野別当に再任されている。そのことから、ここで宋縁の死を意味した記述とも見えるが、宋縁はこの後、康応元(一 縁の関係からみて、 同年閏四月一四日に起きた康暦の政変直後のものである。頼之と宋 罪を婉曲に言う語」である。門跡の改替を指示する史料であるから 『日本国語大辞典』によれば、「遠出」、もしくは「死ぬこと」・「流 縁が覚王院宋縁を指していることは疑いない。「遠行」の意味は、 していたのは覚王院宋縁であり、僧官の一致からも、史料一三の宋 するのである。前述してきたとおり、応安三年以来、 教令院の知行を命じていたところ、宋縁が「遠行」してしまったと 「遠行」は、 の発給年次であるが、 間一旦申付宋縁僧正候、 遠出ないしは配流の意味と取れる。さらに、この文 二つの出来事に因果関係があったと考えるのが 康暦元年」の 而遠□」と記し、一時的に宋縁僧正に徐 「後卯月廿二日」であり、 教令院を知行 傍線部

えるものなのである。

が失われたこと、宋縁自身も離京を迫られることになったことを伝妥当である。史料一四は、康暦の政変の結果、宋縁から教令院門跡

宋縁も頼之失脚のために、連動して京から去ることになったと考えする襲撃の風聞が流れるほどのものであった。史料一四のように、する襲撃の風聞が流れるほどのものであった。史料一四のように、とが知られている。しかし、その影響は細川氏に限定されるものでとが知られている。しかし、その影響は細川氏に限定されるものでとが知られている。

られるのである。

すると逼塞せざるをえない立場なのであった。 えたといえよう。 有する関係であったからこそ、「無雙」と称されるほどの知音たり そのため、頼之が失脚すれば、保持していた諸職を失うなど、 りも細川頼之と「無雙之知音」であるゆえであった。であるからこ 宋縁がその事績を様々に残すことができたのは、その有縁性、何よ の中立性あるいは無縁といった面で捉えることもできうる。 も大きな損害を被ったのであった。逆説的にいえば、不利益をも共 これまで述べてきたような宋縁の幅の広い活動について、宗教者 幕府裁判に関係を持ち、 宋縁は、 政権に近すぎたために、 皇位継承問題に関わることとなった。 その政権が崩壊 しかし、 宋縁

おかれた中世後期、

頻繁におきた問題と考えられ

おわりに

行い、展望を記しておきたい。覚王院宋縁は、二条良基から二条家績を中心に両者の関係と、その影響を述べてきた。最後にまとめを細川頼之の「無雙之知音」と称された覚王院宋縁という人物の事

家門の東寺子院を宛行われていたことから、従来東寺の僧侶として家門の東寺子院を宛行われていた。このような問題は、京都に幕府がしていた。
本名之た。しかし、宋縁は二条良基から東寺覚王院を預けられる以前から覚王院と記されていた。その院号覚王院の名乗りの時期の検討から、それが東寺ではなく備前児島のものではないかと考えた。宋縁は中国管領となった細川頼之が中国・四国地方で活起ばようになったとみられる。上洛し管領となった頼之にとって、結ぶようになったとみられる。上洛し管領となった頼之にとって、結ぶようになったとみられる。とは宋縁も所領を入手するなど、双方が利益をとみられる。そのことで宋縁も所領を入手するなど、双方が利益をとあられる。そのことで宋縁も所領を入手するなど、双方が利益をとあられる。そのことで宋縁も所領を入手するなど、双方が利益をとあられる。そのことで宋縁も所領を入手するなど、双方が利益をとあられる。そのことで宋縁も所領を入手するなど、双方が利益をとあられる。そのことで宋縁も所領を入手するなど、双方が利益をとあられる。そのことで宋縁を認識し、近づいていた。そのことは一方で、康暦の政変や応安強訴など不利益を招来する面もあり、これらは表裏一体の関係であった。このような問題は、京都に幕府がためた。

上で興味深いことである。『太平記』の作者とされる小島法師には原係など、より深める必要がある部分もある。通生新荘の代官となった「宋円」と宋縁の関係など、宋縁の在地における活動についてもた「宋円」と宋縁の関係など、宋縁の在地における活動についてもた「宋円」と宋縁の関係など、宋縁の在地における活動についてもたらに深める必要がある。頼之の上洛以前の活動と宋縁のように幕が多くの事績を残した芸能との関係でいえば、その師の三十三回忌を近江猿楽の拠点敏満寺で挙行した点は、世阿弥との関係を考えるを近江猿楽の拠点敏満寺で挙行した点は、世阿弥との関係を考えるといるが最後である。『太平記』の作者とされる小島法師には上で興味深いことである。『太平記』の作者とされる小島法師には

それぞれをさらに掘り下げていくようにしたい。 児島山伏説があることから、宋縁と細川頼之の関係も視野に入れて、 の政治・文化・社会を考究する手がかりを多く与えるものである。 『太平記』の成立を論じる余地がある。宋縁という素材は、 南北朝

- (1) 満済については、 森茂暁『満済』(ミネルヴァ書房、二〇〇四年)参
- 2 二〇〇四年、 室町幕府下、文化・宗教の「場」を介して政治が動いていたことを指摘さ 清水克行氏は同 初出『東京大学史料編纂所研究紀要』一二、二〇〇二年)で、 『室町時代の騒擾と秩序』第二部第三章(吉川弘文館
- (3) 『後深心院関白記』 応安元年七月二日条。
- 4 小川信『細川頼之』(吉川弘文館、一九七二年)。
- 5 幡宮の神官の手によると推定されている (『群書解題』)。 「鳩嶺雑事記」(『大日本古文書 石清水文書四』)。上記書は石清水八
- 6 前掲 (4)。
- 7 』四四、一九九八年)、森茂暁『増補改訂南北朝期公武関係史の研究 稲葉伸道「南北朝時代の興福寺と国家」(『名古屋大学文学部研究論
- (思文閣出版、二〇〇八年)
- (8) 稲葉氏は平雅行氏の鎌倉幕府将軍護持僧概念(同「鎌倉仏教論」(『岩 ものとしている(稲葉前掲(7))。 波講座日本通史 第八巻』中世二、岩波書店、一九九四年)を当てはめた
- 10 天野文雄「今熊野猿楽の実現―義満台覧の実現をめぐって―」(『待兼 井上宗雄 『中世歌壇史の研究 南北朝期 改訂新版』(明治書院、

れ、

新熊野僧であることの微証とされている。

31

論叢 美学編』二二、一九八八年)。

Щ

- (11) 小川剛生『二条良基研究』 二年、以下では小川Bと表記)。 と表記)、同『足利義満―公武に君臨した室町将軍―』(中公新書、二〇一 (笠間書院、二〇〇五年、 以下では小川A
- 12 前掲(4)、小川B
- 13 前掲 (4)。

14

- 小川信『足利一門守護発展史の研究』(吉川弘文館、一九八○年)。
- 15 二〇〇七年)。 前掲(4)、山田徹 「南北朝期の守護在京」(『日本史研究』 五三四·
- 16 年)。 前掲 (4)。 小川信 『山名宗全と細川勝元』(新人物往来社、 一九九四
- (17) 良宋は、熊野山伏の歌集 (前掲 (9))。 『新浜木綿和歌集』の撰者ともなっていた
- (18)「山伏帳巻下」(『修験道章疏 上記書には、後記する宋弁・良宋・隆縁の名も登載されている。 第三卷』、国書刊行会、二〇〇〇年)。
- 19 『続々群書類従』「東寺長者補任」応安元年条
- 20 山仏教研究所紀要』二三、二〇〇〇年)翻刻「東寺長者補任」応安元年条 湯浅吉美「観智院に蔵する『東寺長者補任』の異本について」(『成田
- 21 (22)「異本長者補任」応安元年条(『大日本史料』第六篇之三〇、 『祇園執行日記』 応安五年一一月二八日条

応安元年

雑載)。

前掲 (5)。

24 23 史』四七二、一九八七年。 子「中世寺家の意見状について―「放門徒」と「門徒還入」―」(『日本歴 は天野文雄氏である(前掲(10))。天野氏は、橋本初子氏の研究(橋本初 九九〇年収録))を参照されながら、 覚王院宋縁が山伏であったということについて、初めて言及されたの 同『中世東寺と弘法大師信仰』、 新熊野社との関係を論じる中で触 思文閣出版、

〇一〇年)。

- 習院大学東洋文化研究叢書『東アジア海をめぐる交流の歴史的展開』、二(迄) 近藤祐介「室町期における備前国児鳥山伏の活動と瀬戸内水運」(学
- 年)。 (26) 岡野浩二「児島修験の再検討」(『吉備地方文化研究』二二、二〇一二
- (27) 『新修倉敷市史 第九巻 史料編 古代・中世・近世(上)』二七四。
- (29) 前掲(4)・(小川B)。

28

前掲 (4)

- (30) 『東寺長者補任』は、公刊されている『続々群書類従』本以外にも、の類型とその性格」(東寺文書研究会編『東寺文書と中世の諸相』、思文閣の類型とその性格」(東寺大書研究会編『東寺文書と中世の諸相』、思文閣の類型とその性格」(は、公刊されている『続々群書類従』本以外にも、
- (2)「東京記」(『大日本史科』第六編2四十五、永和元年維載、「東寺長このことについては、前掲(4)中の橋本初子研究で考察されている。行われた供養法で、執事頭役とは、その費用負担者となることであった。(3) 東寺灌頂院御影供とは、東寺の灌頂院で空海の忌日三月二一日に毎年
- 者補任」(『続々群書類従』第二史伝)、『東寺私用集』。(32)「東宝記」(『大日本史料』第六編之四十五、永和元年雑載)、「東寺長
- (『大日本史料』第六篇之三〇、応安元年雑載)。(『大日本史料』第六篇之三〇、応安元年雑載))、「異本長者補任」応安元年条

33

後掲 (55)。

- (35) 前掲(27)二三一。
- 徒」は貞治三年の誤りである。(36) 後述する史料三・四のことから、史料二の「貞治二年二月、被放門
- (37) 前掲(27)二三二。
- の政治と社会』、吉川弘文館、二○○三年)。 国中世史研究』一一、二○一一年)、三宅克広「中世後期の山伏と東寺―国中世史研究』一一、二○一一年)、三宅克広「中世後期の山伏と東寺―国中世史研究』一一、二○一一年)、三宅克広「中世後期の山伏と東寺―の政治と社会』、長谷川賢二「中世における熊野信仰と宗派の境界」(『四の政治と社会』、

- (3) 『大日本史料』第六篇之二五、貞治三年二月二三日条。『東寺執行日記』(内閣文庫所蔵一二冊本、請求番号一六二─○一四九)で字句修正した。
- (40) 前掲 (39)。
- 論文参照。 者(続々群書本『東寺長者補任』)。上記史料については、前掲(24)橋本者(続々群書本『東寺長者補任』)。上記史料については、前掲(24)橋本
- (42) 前掲(38)。
- (44)「東寺長者補任」(『続々群書類従』本、建武元年条、上記では「於僧している(前掲(20)貞治三年条)。
- 帳(請求記号六二六―七四)によると「権僧正」の誤記)。正」とするが、東京大学史料編纂所所蔵報恩院本『東寺長者補任』の写真正」とするが、東京大学史料編纂所所蔵報恩院本『東寺長者補任』の写真
- (45) 「新熊野別当次第」(『修験道章疏 第三巻』、国書刊行会、二〇〇〇(45) 「新熊野別当次第」(『修験道章疏 第三巻』、国書刊行会、二〇〇〇
- (4) 京都市埋蔵文化財研究所『京都市埋蔵文化財研究所、○○九―三 教王護国寺旧境内(東寺旧境内)』(京都市埋蔵文化財研究所、二○○九―三 教王護国寺旧境内(東寺旧境内)』(京都市埋蔵文化財研究所発掘調査報告 二
- (47) 『大日本史料』第六篇之二六、貞治三年雑載。
- 組織と文書授受の構造」(『資料館紀要』八、一九八〇年)中の表にある。(名) 真瑜については、東寺供僧としての履歴が富田正弘「中世東寺の寺院
- (4) 「東寺文書」書一之六(『大日本史料』第六篇之二九、応安元年七月五日)。
- (5) 「東寺百合文書」ト四六之六○(『大日本史料』第六篇之三一、応安二年雑載)。
- (51) 後掲 (53)
- (52) 橋本初子「大和国檜牧庄の相伝文書」(『古文書研究』一二、一九七八

- (5) 「東寺文書」數四之九(『大日本史料』第六篇之三、建武三年一二月二 六日条)。
- 54 「東寺文書」書一之六(前掲 53
- 55 四月二三日条)。 「東寺百合文書」の一之一七(『大日本史料』第六篇之三二、応安三年
- (56)「東寺百合文書」の一之一七(『大日本史料』第六篇之三二、 一二月一九日条 応安三年

(57) 宋縁の弟子に隆縁という山伏が存在する(後掲

(65)参照)。この隆

- の覚王院であったことを示しているといえるだろう。 縁は、『山伏帳』に「隆縁騭覺王院」と登載されており、宋縁の継承者となっ ようなものを継承させたということは、宋縁の号する「覚王院」も、 部の「覺王院」は、東寺のものではないことが明らかである。弟子にその たとみられる山伏である。隆縁の名は史料八にはないことから、上記傍線
- 58 『南北朝遺文 中国四国編』二六七五·三一六七。
- 60 59 研究の課題をめぐる研究ノート―」(『寺社と民衆』九、二〇一三年 前掲(25)・(38)、長谷川賢二「真言宗・東寺と山伏―中世修験道史 「後光厳天皇御記」応安三年八月一七・一九日条(『大日本史料』第六
- (61) このことが、 武関係史の研究』 篇之三二、応安三年八月一九日条)。 (思文閣出版、二〇〇八年) 後光厳朝廷に与えた影響は、森茂暁 第三章第二節に詳しい。 『増補改訂南北朝公
- 「後光厳天皇御記」応安三年九月一八日条(前掲(60)
- 三二、応安三年一一月一五日条)。 「後光厳天皇御記」応安三年十一月十五日条(『大日本史料』第六篇之
- 64 前掲小川B
- 安七年雑載 ている。「宮内卿僧都」は、『山伏帳』でも「隆縁」と記載してあり、史料 宋縁の弟子 「豊原信秋記」応安七年四月一日条(『大日本史料』 「宮内卿僧都隆縁」 贈答・往来)で、「覺王院弟子宮内卿僧都隆縁來臨」すと、 が、 豊原信秋の元へ出向いたことが記され 第六篇之四一、応

- 一一の「詮縁」は誤記と思われる。
- 66 ことについては、 化研究所研究紀要』二四、二〇一一)参照 なったことを自己の基盤としたこと、そのため宛所の記載に執着していた 第六篇之三六、応安五年一〇月二六日条)。顕詮が、足利将軍の御師と 当時、祇園社は西大門等が破損し問題となっていた(『大日本史料』 市沢哲「南北朝内乱と祇園社」(『京都女子大学宗教・文
- 67 『祇園執行日記』応安五年一〇月二六日条
- 九九五年)第一部第一章第二節 家永遵嗣『室町幕府将軍権力の研究』(東京大学日本史学研究室、
- 69 前掲(9)、小川B。
- 71 70 力に支援していた(前掲(4)参照)。 を行っていた。石清水八幡は源氏の宗廟であることから、幕府はこれを強 応安四年、 「押小路文書」(『大日本史料』第六篇之四三、永和元年三月二二日条)。 社殿での殺害事件による穢れから石清水八幡宮は造営事業
- (72) 『門葉記』巻第七一によれば、永和三年、山名義幸のために冥道供が 行われた際、宋縁が周旋している(近藤祐介氏からの御教示)
- 73 『大日本史料』第六篇之三二、応安三年九月四日条
- 74 いるが、応安元年には僧正であったことからみて妥当である。 天野文雄氏は宋縁を「権僧正」と記すことを後光厳天皇の誤記として
- 76 『園太暦』観応二年一一月五日条

「後光厳天皇御記」応安三年九月廿二日条

(前掲(60))。

75

- 77 天皇‧朝廷研究』五、二〇一三年)。 前掲(4)。家永遵嗣「室町幕府と「武家伝奏」・禁裏小番」(『近世の
- 78 あったことは、 満死後の所領返付に尽力していた(『椿葉記』)。 斯波氏は、邸宅を焼け出された伏見宮家に別荘を提供することや、義 Щ 田徹「土岐頼康と応安の政変」(『日本歴史』七六九、二 土岐氏が崇光支持派で
- 79 〇一二年)参照 松田貞秀等歌人はもちろん、足利義満等の笙の師であった楽人豊原信

り取りから窺われる。 秋とも親交のあったことが、その日記『豊原信秋記』への頻繁な登場とや

- 80 安田次郎『中世の興福寺と大和』(山川出版社、二〇〇一年)第三章
- 81 『大日本史料』第六篇之二一、延文二年一〇月二五日条
- 82 応安四年一二月二日条)。 「吉田家日次記」応安四年一二月二日条(『大日本史料』第六篇之三四*、*
- 83 前掲 (82)。
- 84 前掲 (82)。
- 85 応安強訴の過程については、前掲(4)・(7)稲葉論文、 勝野隆信

『僧兵』(至文堂、一九五五年)に詳しい。

- 86 「吉田家日次記」応安四年一二月五日条(前掲(82))。
- 87 「吉田家日次記」応安四年一二月一三日条(前掲(82))。
- 89 88 『後深心院関白記』応安五年七月三日条。 「吉田家日次記」応安四年一二月一八日条(前掲(82))。
- 90 『大日本史料』第六篇之三八、応安六年八月六日条。 『大日本史料』第六篇之三六、応安五年一二月五日条
- 92 91 (86)、『大日本史料』第六篇之三八、応安六年七月一五日条。
- 93 『大日本史料』 第六篇之四一、応安七年一一月五日条
- 94 『大日本史料』第六篇之四一、応安七年一二月一七日条
- 95 月五日条)、『大日本史料』第六篇之四三、永和元年正月一七日条。 「春日神木御入洛見聞略記」(『大日本史料』第六篇之四一、応安七年
- 96 『大日本史料』] 第六篇之三六補遺
- 97 前掲 96
- 98 前掲 96
- 99 『後深心院関白記』 応安四年一○月七日条
- 100
- 101 小川剛生氏は、宋縁が興福寺の実力者慈恩院隆円と関係を持っていた

ことを指摘されている(前掲小川A・B)。宋縁は南都でも名を知られた 存在であったと思われる。

- 102 前掲(7)稲葉論文。
- 『花営三代記』永和五年二月一一
- 104 103 『東寺百合文書』の函二二―四
- 105 () は史料一四、二条良基書状案の別案文『東寺百合文書』の函二八
- 106 前掲 (45)。

九から補ったことを示す。

- 107 前掲 (4)。
- 108 『後愚昧記』康暦元年閏四月廿一日条。
- 109 みえる。 前掲 (45) では康暦元年五月までには、 新熊野別当から退いたことが
- 110 前掲小川B。
- (⑴) 木下和司「備後杉原氏と南北朝の動乱」(『芸備地方史研究』二四二、
- 二〇〇四年)では、細川頼之と幕府奉行人杉原氏が、頼之の中国管領期に 関係を深めたことが指摘されている。
- 112 「豊原信秋記」応安七年三月一七・廿日条 (前掲(65))。近江猿楽と
- 113 敏満寺の関係については、 年) · 林屋辰三郎 『中世芸能史の研究』 能勢朝次 『能楽源流考』(岩波書店、 (岩波書店、 一九六〇年)参照。 一九三八
- 和歌森太郎 「小島法師について」(同『修験道史研究』、東洋文庫、